

憲法・行政法

平成20年1月5日（土） 10:00～11:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、**第1問**と**第2問**とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

〔第1問〕（配点：50点）

Aは生前、甲家の後継者として婿養子を選ぶため、試婚を4回繰り返した。Xは、Aを母とし、2人目の試婚相手であるBを父として出生した子である。ただし、AとBは婚姻するに至らなかった。その後、AはCと婚姻し、両人を父母としてD、E及びFが出生した。Aを被相続人とする相続においては、X、D、E及びFが相続人となった。そこで、Xは、全ての相続人の間において同等な割合によりAの遺産を分割することを求めて、遺産分割審判を申し立てた。家庭裁判所は、X以外の相続人が概ね法定相続分による遺産分割を希望している事情を考慮して、法定相続分に基づく遺産分割を審判した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

〔第2問〕（配点：50点）

A市では、水道事業を行っているが、市内には戦前から、外国籍の居住者や、いわゆる別荘族といわれる人達が別荘を所有していた。これらの別荘所有者は、A市には住民登録をしていないが、A市から給水を受けていた。A市では水道事業が年々赤字続きで、毎年一般会計から繰り入れ補填していた状態であった。このような時期に隣のB町との合併話が持ち上がり、赤字脱却の話し合いの中で現職市長Xは、定数削減等の行財政改革を断行して、別荘族に対する水道料金の値上げには反対する姿勢をとった。ところが、B町のY町長は、別荘族への給水については夏季の一時期に大量の水道使用に耐えうるような施設整備の費用が大変である等の理由から、一般住民に対する給水料金よりも高額な料金に設定すべきであると主張して、見解が対立した。このような中で、合併後に行われた市長選挙で、別荘族への水道料金値上げを主張していたY氏が市長に当選して、値上げ反対派で戦ったX氏は落選した。そこで、市長に就任したY氏は水道料金の改定を行うこととして、合併後の「A市給水条例」を改正することとした。そこで、A市では、料金について、一般住民と差をつけた設定を条例別表の改正により行い、同改正条例は、平成17年4月1日、公布・施行された（別荘族の料金は、一般住民の3.8倍ほど高額に設定された。）。このような中で、別荘居住者のうちに、水道料金の未払い者が多数発生したので、Y市長は、未払い水道料金のある居住者全員に対して、給水停止を執行する旨の公文書を平成19年4月25日に送付した。

この事例において、「行政処分」の意味について述べた上、Y市長が水道料金の未払い者に対して送付した「給水停止執行通知」は、行政処分に当たるか否かについて論じなさい。

以上